

自営業者の社会保障



(ベルギー)

ベルギー社会保障は、他のヨーロッパ諸国と同じく、被用者を中心として発展してきたが、近年、自営業者に関してもかなり整備されてきている。

ところで、1970年12月31日までは、自営業者のための社会保障を定める福祉規約(Statut social)の適用を担当する三つの全国的組織体が設けられていた。すなわち、その第一は全国自営業者社会保険機関 (Office national d'assurances sociales pour travailleurs indépendants) で、これは一方で自営業者の社会保険への加入、その他種々の義務の履行について監督を行い、他方で退職給付、遺族給付の支給業務、ならびにこの部門の財政上の管理を行うものとされた。その第二は全国自営業者家族手当機関 (Office national d'allocations

familiales pour travailleurs indépendants) で、これは自営業者のための家族手当制度の財政上、運営上の管理を行なうものとされた。そして第三は全国疾病廃疾保険協会 (Institut national d'assurances maladie-invalidité) で、これは被用者のための疾病保険の管理を行なうものであるが、疾病保険にかぎり自営業者も被用者と同じ一本の管理機構のもとに置かれるものとされたのである。

1970年12月21日の法律は、このような自営業者の社会保障についての従来の管理機構に大幅な改革を加え、それが71年1月1日から効力を生ずることとなった。すなわち自営業者の社会保障に関する福祉規約を定めた1967年7月27日の王令第38号が当初予定した基本的目的の一つ、「管理の合理化」を実現するた

めに、前記2機関が廃止され、これに代わり一つの新しい機関として全国自営業者社会保険協会 (Institute national d'assurances sociales pour travailleurs indépendants) が創設された。この新しい社会保険協会は、従前の機関の諸権限をすべて引きつぐものとされたが、従来から全国疾病保険協会に与えられてきた自営業者のための疾病保険の管理はそのままとされた。

ところで新しく創設された全国自営業者社会保険協会から公表された1970年の年報によってみると、ベルギーにおける自営業者のための社会保障（年金制度と家族手当制度）の状況は以下のとおりである。

1 適用状況

1970年12月末現在で、この制度の適用を受ける自営業者は 719,066 人で、その内訳の主なものは、自営業を主たる業とする者 575,588 人、自営業を副業とする者 38,916 人、退職年金の受給年齢後も引きつづき職業活動にとどまっている者 67,727 人となっている。この3部門の自営業者は、いわば「現役の自営業

者」であって、その総計は 682,231 人となるが、前年の数字 686,886 人、前々年の数字 689,605 人に比べて、それぞれ 4,655 人および 7,374 人減少している。

適用者総数 719,066 人と「現役の自営業者」の総数 682,231 人との間の差 36,835 人は、聖職者・教区員、長期的疾病廃疾のためにこの制度の適用を受けるものとされる者、その他少数の者からなっている。

これらの適用者はすべて自営業者のために全国に設けられた社会保険金庫 (Caisse d'assurances sociales)、または全国自営業者社会保険協会に併設され、前記 18 の金庫と同じ機能をはたす全国補充金庫 (Caisse nationale auxiliaire) に加入させられることになっている。この全国補充金庫に加入する者は、任意にこれに加入する者のほか、法律に定める期間内に前記の金庫に加入しなかった者がこれに加入させられることになる。70 年末に補充金庫に加入する者の数は 59,562 人となっている。

なお、ついでに 1961 年の国勢調査によるベルギーの人口動態をみると、総人口 9,189,741

人、うち経済活動人口 3,512,463 人となっている。

2 納付状況

(1)年金制度

70 年末現在の年金受給者数は 269,551 人で、これは前年に比べて 5,607 人の増、前々年に比べて 19,936 人の増となっている。70 年の年金給付決定総額は 6,310,292,601 ベルギー・フラン (以下 BF とする) で、前年に比べて 684,703,893 BF、「前々年に比べて 1,118,857,143 BF の増加となっている。従って、平均的な 1 人当たり年金額は、70 年でみた場合、約 23,410 BF (1 BF は 6.87 円) となる。

(2)家族手当制度

70 年における家族手当受給家族数は 227,027 で、69 年および 68 年にはそれぞれ 227,906, 227,748 であるので、ほとんど変化がない。家族手当の支給対象となる子供の数は、70 年で 480,506 人、69 年で 484,432 人、68 年で 483,228 人となっている。70 年には 17,321 人の出生があり、新たに家族手当の受給を開始している。

70 年における家族手当の決定総額は 3,881,356,125 BF で、69 年には 3,569,600,166 BF、68 年には 3,270,742,152 BF であった。

3 財政事情

70 年における年金費 6,310,292,601 BF は前年に比べて 12.17% の増加であるが、この費用は、(1)自営業者の保険料 3,809 百万 BF、(2)国庫支出金 3,326 百万 BF、の両者によつてまかなわれている。すなわち、自営業者のための年金制度の費用は、彼等自身の保険料と国庫支出金がほぼ折半で負担していることになる。

家族手当制度部門の財政事情をみると、全国自営業者家族手当機関は 70 会計年度に 2,686.1 百万 BF の保険料と 1,009.6 百万 BF の国庫支出金とを収納している。実際に 70 年度に支出した額は 2,941.8 百万 BF であるので、この制度の收支バランスは十分にとられていることになる。

Revue belge de sécurité sociale. fev.
1972, No. 2, pp. 285—288.

(上村政彦 健保連)